

## 特定業務について

### 粉じん作業を行う業務

- ・土石、岩石又は鉱物等を掘削する場所における作業
- ・岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業
- ・研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研磨、ばり取り、裁断する場所における作業
- ・セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品を乾燥、袋詰め、積み込み、積み卸す場所における作業

### 振動工具使用の業務

振動工具（圧搾空気を原動力とし、又は内燃機関、電動モーター等の動力により駆動される工具で身体局所に著しい振動を与えるものに限る）を取り扱う業務

（例）削岩機、ピッチングハンマー、コーキングハンマー、ハンドハンマー、コンクリートブレイカー、サンドランマー、チェーンソー、木材皮剥ぎ機、エンジンカッター等、類似の振動を身体局所に与えると認められる工具

### 鉛業務

- ・鉛化合物を含有する釉（ゆう）薬を用いて行なう施釉（ゆう）又は当該施釉（ゆう）を行なった物の焼成の業務
- ・自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務
- ・鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務

### 有機溶剤業務

有機溶剤とは主にトルエン、キシレン、アセトン、クロルベンゼン、メタノール、N・N-ジメチルホルムアミド、1・1・1-トリクロルエタン等をいう

- ・有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- ・有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務、接着のためにする塗布の業務
- ・有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払拭の業務
- ・有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ・有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌（かくはん）、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務